

I はじめに

「すべては子供たちの笑顔のために」 ～教職員から変わる～

新学習指導要領が告示されます。今回はこれまでにない大改訂です。道徳の教科化（平成30年度）、外国語（東京都は平成30年度から3,4年実施、平成32年度から5,6年週2時間実施）等、学習の内容も大きく変わっていきます。なぜ、こんなに急いで変えていく必要があるのでしょうか？

学習指導要領の改訂は、15年先の未来を想定して行われています。目の前の子供たちが成人してから社会で活躍できること、一人一人の自己実現が果たせるようになることを目標として改善しています。しかし、今回の改訂がこれだけ大きいということの理由を、中央教育審議会は「先行き不透明」という言葉で表現しています。それだけ2030年の日本や世界、世の中が大きく変わると予想しているのだと思います。

私は、今回の指導要領改訂に対し、この国の子供たちの未来への危機感を感じずにはられません。

『今、教えている子供たちが、今もこれからも笑顔でいられるための教育』これが私の学校経営目標です。

そのために大切なことはたくさんあります。基礎学力の定着や基本的な生活習慣、社会性、人権尊重の精神等々。子供たちに身に付けさせたい内容はたくさんありますが、最も根源的で大切な「自ら進んで学ぶ力」を一人一人に付けていくことこそ重要だと考えています。アクティブラーニング（AL）等は正にそのための学習方法です。それら一つ一つのねらいや方法を教職員が共有し、組織と個人の力で育てていく。それが本年度の学校経営方針の重点です。自らが変わろうと意識し、実践していただければうれしいです。

本年度も、教職経験の浅い方が多く入ります。また、学級経営や授業力向上を自らの課題としている先生方もいることでしょう。ですから、日々の授業で児童を「充実・満足」させるため、学年共同で教育課程を進めていくことが大切です。また、教員全員で「互いに学ぶために授業を見合うこと」も機会が多くもてるようにしていきたいと思います。学級経営や授業力の向上、コーチング、学年経営等、それぞれの立場で、自らの目標を明確にもち、取り組んでいただければ幸いです。

II 教育目標・校訓

＜教育目標＞

人間尊重の精神に基づき、社会の変化に主体的に対応できる心豊かな児童の育成を目指し、次の児童像の実現を図る。

- ◎ よく考え、進んでやりぬく子（本年度の重点目標）
- 仲よく、力を合わせる子
- 健康で、明るい子

＜校訓＞ 三本のいちょうの木のように

- 元気 ○ やる気 ○ 根気

Ⅲ めざす学校像・教育目標実現のための方策

1 子ども一人一人がのびる学校

- (1) 豊かで確かな学力の向上を目指す教育活動の実践
- (2) 基本的な生活習慣の確立と人権意識を育てる教育の実践
- (3) 特色ある教育活動の充実
- (4) 健康教育、食育、安全・防災教育の充実
- (5) 教育環境の整備

2 教職員が互いに高め合う学校

- (1) 授業力向上に直結する校内研究の重視
- (2) 分掌組織による協力体制の充実
- (3) 学年・学級・専科経営の充実

3 家庭・地域社会と共に歩む学校

- (1) 希望をもち、安心して学べる環境整備
- (2) 家庭・地域との協力関係の確立、充実
- (3) 学校を開く活動の積極的な推進

1 子供一人一人がのびる学校

学校生活の充実、授業の充実は、私たち教師に課せられた使命です。児童の個性や能力を最大限に伸ばすとともに、将来を見据え、未来に向かってたくましく生きていくための基盤づくりを行います。

(1) 豊かで確かな学力の向上を目指す教育活動の実践

- ① 「特別な教科道徳」「外国語活動」指導のための準備を進めるとともに、週時程の見直しを行います。
- ② 児童の主体的な学びを大切にした指導方法の改善を行います。
 - 旧来の説明、練習中心ではなく、児童が主体的に学べる授業の工夫をします。
 - 授業の中に体験的な活動を取り入れる等、児童の実態に沿った教材や指導方法を工夫し学習意欲を高めるとともに、言語活動を多く活用しながら、思考力や判断力、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- ③ 学習指導要領の確実な実施と指導の充実を図ります。
 - 時数の確保、**週案の充実**のもと、年間指導計画の実証的検証を行うとともに、学習内容の確実な定着を図っていきます。
 - 指導内容・方法・状況、学習定着状況の分析を行い、授業改善に生かします。
 - ・指導記録を週案等につけていくと、振り返りや情報の共有ができ、効果が上がります。
 - 学年全体で行う学習単元（10単元）を設定し、指導計画を作成し、授業を展開するとともに、学年内での授業公開を行うなど、学年協働で授業作りをしていきます。**学年主任は、自己申告時に報告してください。**
- ④ 自校作成の**授業改善推進プラン**を生かした**授業改善**を推進し、**学力の向上**を図ります。
 - 児童の願いや実態を的確に捉え、児童が主体的に学習に取り組める授業づくりを進めます。
 - 基礎・基本の内容の確実な定着を図ります。

- ・「東京ミニマム」「東京スタンダード」「習熟度別指導ガイドライン」等の活用
- 少人数指導など学習形態の工夫、授業における個別、小グループ学習等の工夫を行い、児童理解に基づく、一人一人に応じたきめ細やかな指導を実施します。
- ⑤ **言語活動・体験的活動を取り入れた授業の工夫・展開をします。**
 - 友達や保護者、地域の方々等、人とのかかわり合いを重視し、自然体験・社会体験、観察・調査・実験、話し合いや発表といった体験的な学習を通して、自らの考えを深めたり広げたりしながら、目的意識、相手意識の豊かな児童を育てます。
 - 校外学習などの体験的活動を授業に生かせるように、事前・事後指導を確実にを行います。
- ⑥ **すすんで体を動かす、元気で明るい児童を育てます。**
 - 体育授業を充実させ、運動のよさを体感させます。
 - 休み時間や年間の取り組みを工夫し、運動の機会を増やします。
 - 保護者と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する児童を増やします。
- ⑦ **読書教育を推進します。**
 - 蔵書数を増やし、図書時間の充実を図り、読書好きな児童を増やします。
 - 読書への啓発を図れるよう、読み聞かせやゲストティーチャーを招いた授業を展開します。
 - 学校、PTA、大泉図書館、学校応援団が連携し、本好きな子供を増やす活動を展開します。
- ⑧ **PTA・地域と連携し「共に学ぼう」とする意欲を育てます。**
 - 休日や放課後等に、保護者や地域と連携した文化的な活動を実践します。12月または1月に漢字検定を実施します。
 - 本年度から、地域連携事業として、放課後学習教室を開設し、地域講師に年間50時間程度の指導をお願いします。

(2) 基本的な生活習慣の確立と人権意識を育てる教育の推進

- ① **大三小スタンダードを定着させ、児童に学習規律と生活規律を身に付けさせます。**
 - 児童の発達段階を理解し、一人一人や集団に沿った指導を進めます。
 - 組織的な指導体制のもと、児童理解に基づく継続的な指導を通して基本的な生活習慣の確立を図り、主体的に自他の安全・健康に配慮して社会的に行動しようとする児童を育てます。
 - 家庭でのしつけと基本的な生活習慣の定着の重要性を、保護者会や学校便りで継続的に伝えながら、学校・家庭が同一歩調で指導を進めていきます。
 - 学校生活支援員（臨時）、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学力向上支援員を配置し、集団生活の支援や学習の補助を行います。
- ② **あいさつと言葉づかいを大切に、互いに尊重し合える児童を育てます。**
 - 学校・保護者・地域で協力して「あいさつ運動」を展開します。
 - 道徳、国語、生活指導を通し、言葉を大切にする児童を育てます。
- ③ **全教育活動を通して、命を大切に、互いの人権を尊重し合う態度を育てます。**
 - 一人一人の児童が学校、学年、学級で互いに尊重され、協力し合える人間関係を育てます。
 - 日常的に児童理解に努めるとともに、「いじめ、悩み等に関する意識調査」を全校児童対象に年間3回実施するとともに、学年において毎月担任同士確認する等、いじめ防止の指導を徹底し、一人一人の児童の悩み等の解消に努めます。
 - 学級支援部を設置し、いじめや学級が落ち着かない状況があった時には、学校全体で対応し

ます。

④ 人とのふれあいを大切に、共に助け合える児童を育てます。

○地域学習やゲストティーチャーを活用した授業を増やします。

○異年齢交流活動、いちよう学級と通常の学級との交流活動を充実させます。

⑤ 特別支援教育の推進に努め、差別や偏見、暴力のない学校づくりを進めます。

○関係諸機関と連携しながら、予防的、開発的な教育相談及びスクールカウンセラー、心のふれあい相談員との連携を積極的に行い、教育相談体制の充実を図ります。

○特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の機能をより活性化し、特別支援教育を推進し、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成し、児童一人一人に応じた指導を行います。

○いちよう学級（特別支援学級：知的障害）いずみルーム(特別支援学級：情緒障害)の教育活動の充実に努め、児童一人一人に応じた学習指導、児童の実態を考慮した交流及び共同学習等を進めます。

⑥ 安全・安心な学校・地域づくりを進めます。

○交通安全指導、公共施設でのルール指導を、保護者・地域の協力と連携のもとに進めます。

○不審者予防や地域における安全指導のため、パトロール等保護者・地域の協力をお願いします。

○児童のSNSルール遵守推進について、保護者や中学校と協力・連携して取り組みます。

(3) 特色ある教育活動の充実

① 地域の教育力（地域の特性、人材を積極的活用）を生かした授業を工夫し、生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間などにおける学年発達に関連したカリキュラムの実践を行います。そして、地域の人とのかかわり合いを通して地域を知り、地域を愛する、心豊かな児童を育てます。

・ 3年 — 社会科と総合との関連「キャベツ作り」「小泉牧場体験」

・ 4年 — 総合「大根作りと漬け物作り」

・ 5年 — 社会科と総合との関連「米作り」

・ 6年 — 総合「自分たちにできること」

② 全教育活動を通じ、特に特別活動や生活科、総合的な学習の時間を中心に、同学年集団や異年齢集団を生かし、かかわり合い・学び合いながら、人間性豊かな児童を育てます。

・ 学年活動、異学年との交流活動のよさを味わわせ、発信していきます。

・ 特別活動を中心とした縦割り班活動を通し、異年齢とのかかわりを多くもたせます。

③ 学校・保護者・地域がかかわり合える活動や行事を奨励し、地域と学校で子供を育てます。

・ 学校公開を積極的に行います。

・ PTA や地域行事への児童の参加を奨励します。

(4) 健康教育、食育、安全・防災教育の充実

① 定期健康診断や毎学期の計測、薬物乱用防止教育などを通して、健康への関心を高めるとともに、体育全体計画に基づいた指導を行い、基本的な生活習慣をしっかりと身に付け、健康で安全に生活していこうとする資質や能力を育てます。

② 食に関する指導の全体計画及び年間指導計画に基づき、食に関する指導を行うとともに、家庭との連携を進め、食育の推進を図り、アレルギー対応を充実させます。

③ 防災計画や避難訓練、不審者侵入に対応した訓練、セーフティ教室、交通安全指導、安全点

検等について、実態に即した計画を立て、児童の安全が確保できるように努めるとともに、安全・防災教育の充実を図ります。

・防災計画として緊急時・災害時の職員組織を編成し、避難訓練を実施します。

(5) 教育環境の整備

- ① 貴重な区有財産である学校の施設設備の有効活用と適切な管理に努めます。
- ② 教室の学習環境の整備に努めるとともに、学年毎単元毎に活用できる教材室整備を進めます。
- ③ 校舎内外の美化に努めるとともに、自然環境の保全・緑化を推進します。

※教育課程は、大泉第三小学校の教育活動についての公約です。教育課程の確実な実践と、検証、評価、改善を行います。

※教育計画や年間指導計画、学年・学級・専科経営案や週案は、教育目標の実現を目指して計画されるものです。必ず期限内に作成し、記録・保管します。

※学校運営組織(校務分掌)は、教育課程実現のために機能すべきものです。常に教育目標に立ち返り、「意図的・計画的」に進めていきましょう。

2 教職員が互いに高め合う学校

「職員室から、学校の教育が発信される」

このことについて、これまでの教職経験から、私は自信をもって言い切れます。

職員室にいて、子供や保護者の批判や教員のグループ化等が気になる学校は、大概の場合、学級や子供たちも同じようになります。職員室での人権感覚、品位、熱意、開放感など、一人一人を尊重し合える教職員の関係があって、子供たちも保護者も楽しく学び合えるものだと思います。この職業を天職として選んだ者同士、どんな職員室にしたいのか考え合い高め合える職場にしていきたいと思います。

そして、大泉第三小学校のチームの和を大切に、互いのよいところを生かし、足りないところを補い合える、温かく強い組織を築いていきたいと思います。

- 学校運営については、3人の主幹教諭を中心に(管理職に相談しながら)進行してください。
- 学校を動かす実質的な仕事は、主任教諭の先生方の役割です。学年経営や分掌等、推進や改善等積極的に進めてください。
- 学級担任においては、学級経営が一番大切な仕事になります。学年主任を中心に児童一人一人が安心とやる気をもって日々の課題に向かい合えるよう、児童理解を基にした学年・学級経営を進めてください。『ほうれんそうき』(報告・連絡・相談・記録)が大切です。専科の先生には、中学校の副担任のような気持ちをもって学年・学級経営の補佐に回っていただけたらと思います。

(1) 授業力向上に直結する研究・研修の重視

- ① 日々の授業を大切にします。
 - ・児童理解と教材研究を基に週の指導計画案を作成します。
 - ・授業の準備、授業後の評価を丁寧に行います。記録と振り返りが実力を付けます。
- ② 全校体制で初任者をはじめとする若手教員の指導にあたり、一人一人の教職員の授業力、指導力等の向上に努めます。
- ③ 授業研究を核として、相互に学び合うチームワークのとれた研究体制のもとに、本校の児童の成長が見える校内研究を実践的に進め、教員一人一人の指導力、授業力を伸ばします。
- ④ 練馬区小学校教育研究会や教職員研修センター等の研究会・研修会等に積極的に参加して、指導等を学び、授業改善に努めます。

(2) 分掌組織による協力体制の充実

- ① 会議等を精選合理化し、学年会や教材研究、補習の時間を増やします。
- ② 分掌組織に基づき、校長、副校長、主幹教諭等の系列を基盤として、全教職員の活力ある協力体制が確立できるように努めます。
 - ・主幹・主任教諭を中心に起案文書の決裁、保管の徹底を図りながら、OJTを推進します。
- ③ 各分掌の進捗状況や課題等を全教職員が共有できるように努め、C4th、ホワイトボードを活用する等、効率的合理的に担当の分掌を進めます。

(3) 学年・学級・専科経営の充実

- ① 学級・専科経営案、年間指導計画、週ごとの指導計画を作成し、常に計画・実施・評価・改善を行い、教育内容の向上・充実を図ります。
 - ・学年・学級目標、専科目標 ・学年10の取り組み ・年間計画と分担 ・学年会 ・専科会
- ② 学年・専科の方針や指導内容・方法について互いに十分話し合い、隣接学年、専科等とも協力し発達段階に応じた指導を進めます。
 - ・学習規律の徹底・・・姿勢、聞く、返事、てきぱき行動、準備と片付け、
 - ・生活規律の定着・・・挨拶、時間・身だしなみ、言葉づかい、姿勢
 - ・集団規律の醸成・・・主体性をもって、協力、責任、心配り
- ③ 児童一人一人の居場所を保障し、児童理解に努め、いじめや荒れのない学級・学年をめざします。
 - ・都小学校学級経営研究会発行「学年・学級経営ハンドブック」の活用

3 家庭・地域社会とともに歩む学校

地域・保護者から見る学校は、「地域のシンボル」「子供たちの未来を託す場」です。そして、大泉第三小学校は、保護者・地域と教職員との信頼・協力関係で成り立っている学校です。私たち教職員も「自分たちの学校」という気持ちを強くもっていきましょう。

本年度も、このよさが継続されるよう、以下のことを重点に置き、取り組んでいきます。

○学校を活動の場とする学童クラブと学校応援団のスタッフと密接な協力体制をつくります。

○PTAの行事にはなるべく参加します。

○地域とのつながりを大切に、学校だよりや行事案内を出します。地域参加型の体験活動を継続

します。また、地域行事への参加を児童に奨励します。

(先生方の参加も、よろしくお願いします)

○大泉西中学校や近隣幼稚園・保育園との幼・保・小・中連携教育に力を入れます。

(1) 希望をもち、安心して学べる環境整備

「学校の門をくぐれば、どの子も明るく元気にのびのびと学校生活が過ごせる学校にしたい。」これが私の願いです。家庭環境や能力によって左右されないような、広く温かな環境をつくっていきましょう。

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心とした、全教職員による児童の保護・育成体制を推進します。
- ② 教員は担当する児童の理解に努め、一人一人の子供を全人的に育てる意識をもって学年経営案、学級経営案を作成し、保護者や地域と連携しながら教育活動を実践します。
- ③ 登下校や放課後、休日の児童の安全環境にも留意し、保護者や地域、関係機関と連携します。
- ④ 教室環境を整えると共に、校内環境の美化・保全に努め、安全・安心で気持ちよく、やる気が出せる学校環境整備を推進します。

(2) 家庭・地域との協力関係の確立、充実

- ① 保護者会、授業公開、個人面談、広報等を通して、教育目標・教育活動の浸透を図り、理解と信頼に基づいた『共育』を進めます。
- ② 学校内評価（教員・保護者・児童）や学校関係者評価を充実させるとともに、保護者や地域の意見を真摯に受け止め、教育活動の改善や発展に反映させ、よりよい教育活動の実践に努めます。
・70%以上の保護者アンケート回答率を目指します。
- ③ 地域における児童の安全について、家庭・地域及び警察署、諸機関と協力して、対応できる体制の充実を図ります。
- ④ 地域行事やPTA行事等への参加の機会をとらえ、地域や家庭の教育力についての認識を深めていきます。

(3) 学校を開く活動の積極的な推進

- ① 道徳授業地区公開講座、セーフティ教室、授業公開などの実施にあたっては、多くの方が来校できるようにするとともに、意見交換等を通して、家庭・地域との連携を図ることができるよう、時間の設定、内容の工夫をします。
- ② 学校便り、学年便り、HP等を活用し、学校経営計画や教育活動等を積極的に発信するとともに、保護者や外部からの意見を吸い上げ、教育活動の工夫・改善に活かしていきます。

Ⅳ 日々の心がまえ

1. 教育公務員としての自覚をもち、法を遵守（服務事項の厳守）し、信頼される言動を心掛ける。
2. 学校の常識は、社会の非常識と言われぬよう公正・誠実・謙虚を心掛ける。
3. 常に子供と共に歩み（共学・共働・共遊）で人間関係を高め、子供理解に努める。
4. 体罰は絶対に行わず、子供の心に響く指導に徹する。適時適切な懲戒は必要であるが、懲戒後の心のケアは更に必要である。
5. 事故や問題行動発生に際しては、組織の一員としての自覚（危機管理意識）をもち、速やかな連絡・報告を徹底し、万全の対応をする。（首から上の負傷、骨折事故は、必ず連絡を。事故を事件にしないように努めたい。）
6. 職務上作成した文書は、広い意味ですべて公文書です。文章表現には細心の注意を払いたい。情報公開にも対応できるよう文書作成・保管・廃棄に配慮したい。

Ⅴ おわりに

- 教職員一人一人の意見を尊重した学校づくりを進めていきます。本年度の学年・学級経営案、自己申告書とともに、「こんな学校にしていきたい」という自由意見もぜひ書き加えてください。

どうぞよろしくお願いいたします。

※なお、学校経営方針に基づいた平成29年度学校経営計画(年度の教育活動の重点として取り組む内容、目標を記載)は、別に提示します。